

みんなのくらしと生活を応援する情報誌



# 総務省 11月号

2022 November  
Vol.263

MIC MONTHLY MAGAZINE

特集

## 視聴覚障害者等向け放送の普及に向けた取組

地方のかがやき  
兵庫県 加古川市





広報誌を  
スマホなどで  
閲覧できます



発行：総務省  
〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2  
(中央合同庁舎 2号館)  
電話：03-5253-5111(代表)

- 23 愛知県半田市
- 22 保険金はありませんか？  
マイナンバーカード普及促進の取組事例を紹介！
- 20 デジタル活用支援の講習会を全国で実施しています  
MIC NEWS 07
- 18 テレワークをテーマにつながる  
企業・団体のネットワーク  
MIC NEWS 06
- 17 スマートフォンの活用方法が無料で学べる！  
デジタル活用支援の講習会を全国で実施しています  
MIC NEWS 05
- 16 電波の安全性に関する説明会のご案内  
MIC NEWS 04
- 14 テレワーク・ワンストップ・サポート事業  
テレワークの導入に関して総合的に支援する窓口の設置  
MIC NEWS 03
- 12 第6回 緊急消防援助隊全国合同訓練  
「図上訓練」  
MIC NEWS 02
- 11月9日(水)から11月15日(火)まで  
秋季全国火災予防運動を実施します！  
この機会に防火への意識を高めましょう
- 8 兵庫県 加古川市  
MIC NEWS 01
- 4 視聴覚障害者等向け放送の普及に向けた取組  
地方のかがやき

表紙の写真

ふるさと納税の返礼品にも

日本各地の特産品

Vol.8

将棋駒・将棋盤

山形県・天童市

全国的にも有名な天童の将棋駒。その将棋駒産業の起りには、江戸時代、旧天童藩士が内職として始めたことに由来するそうです。天童市のふるさと納税返礼品には、将棋駒と将棋盤のセットがあります。



写真：有限会社ホリコシ（山形県天童市）  
出典：「天童と将棋駒」(天童市商工観光課)



日本の伝統工芸と十二支

日本各地の匠の技で創られた伝統工芸の干支を、地域の関わりとあわせて紹介します。

真の八

伸びやかな成長と可能性

十二支の八番目の「未」は、打ち消しの意味を持つ字で、これに当てられたのが「羊」です。また、未は木の幹から枝が伸び、葉が茂る前の成長過程を示しているといわれることから、伸びやかな成長と無限の可能性などを願ってつくられる工芸品が多いようです。



平成 27 年の未年に合わせて制作された干支献上。羊のモチーフが織り込まれている(右)。福岡県那珂川市に本社工場がある、創業 1897 年の OKANO 博多きもの制作所(左)。



写真：OKANO 博多きもの制作所

博多織

海外でも人気の伝統工芸品

約 800 年の歴史があるという福岡県の伝統工芸品「博多織」は、多くの経糸に、緯糸を強く打ち込むことで厚く、張りのある生地に織り上がるのが大きな特徴。昔から和服や浴衣の帯として親しまれています。

江戸時代、筑前福岡藩の初代藩主・黒田長政によって博多織の反物や帯が幕府に献上されるようになり、そこから献上博多などとも呼ばれています。

博多織の帯は、福岡県那珂川市のふるさと納税返礼品にもなっています。

取材協力：OKANO 博多きもの制作所 (https://okano1897.jp/) 出典：「福岡の伝統工芸(福岡県商工部観光局)」(https://www.crossroadfukuoka.jp/traditionalcrafts/jcraft/)

特集

# 視聴覚障害者等向け放送の普及に向けた取組

はじめに

総務省では、放送分野における情報アクセシビリティ（すべての人が情報を入手できること）の確保を実現するため、テレビ放送において、視聴覚障害者や高齢者など、様々な方に配慮した字幕放送・解説放送・手話放送（図1）の普及に取り組んでいます。

最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大や自然災害の頻発により、命と暮らしに関わる情報を迅速かつ正確に伝えることがますます重要になっています。安全・安心を守るために放送が果たす社会的・公共的役割の重要性が踏まえられ、障害者や高齢者がテレビ放送を通じて迅速かつ正確に情報を知り、社会参加していく上で、字幕放送等を一層普及させていくことが重要です。

ここでは、字幕放送等の視聴覚障害者等向け放送の普及に向けた総務省のこれまでの取組についてご

紹介します。

総務省の取組

1997（平成9）年に放送法が改正され、放送事業者は字幕番組や解説番組を可能な限り多く設けるようにならなければならないと定められました。これを受けて、総務省では様々な施策を推進してきました。

まず、1997（平成9）年に、郵政省（当時）は最初の行政指針を策定しました。その後、総務省は2007（平成19）年、2012（平成24）年に各放送事業者の字幕放送等の普及目標値の策定・見直しを行っています。また、段階的に普及目標を引き上げること、放送事業者に対して着実な取組を促しています。さらに、東日本大震災などの大規模災害を踏まえて、緊急時の放送について、できる限りすぐに字幕を付与するなどの目標を行政指針に盛り込んでいます。現在の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」（図2）

セシビリティに関する指針」（図2）

は、2017（平成29）年度に開催された学識有識者や障害者団体、放送事業者等を構成員とする「視聴覚障害者等向け放送に関する研究会」における検討を踏まえ、2018（平成30）年2月に策定されました。字幕放送では、行政指針の対象となる放送時間帯の拡大や、民放系列県域局（各道県にある、キー局と呼ばれる在京事業者の系列のローカル局）の目標値の新設を行いました。解説放送では、NHK・民放広域局（3大都市圏で都府県にまたがって放送する、キー局などの大規模な民放事業者）の目標値の引き上げや、民放系列県域局の努力目標値の新設を行いました。手話放送についても、NHKと民放広域局に対して初めて目標値を定め、普及を促しています。

この行政指針は2027（令和9）年度までの目標を定めています。2022（令和4）年度に見直しを予定しています。「6ページへ続く」

図1 字幕放送・解説放送・手話放送のイメージ



テレビ画面に出演者・アナウンサーの発言や台詞等を字幕で表示している放送

テレビ画面の副音声チャンネルで、音声のみで番組の内容が理解できるよう、その番組に映っているシーンの様子や登場人物の動作等が音声により描写されて提供される放送

図2 放送分野における情報アクセシビリティに関する指針（2018年2月7日策定）

本指針は、放送法第4条第2項等を踏まえ、放送分野における情報アクセシビリティの向上を図るため、字幕放送、解説放送および手話放送の普及目標を定めるものである。

本指針の運用に当たっては、障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等に鑑み、視聴覚障害者等の議論への参画の重要性を踏まえつつ新技術の積極的活用等により、視聴覚障害者等の情報アクセス機会の一層の確保を図ることとする。

また、本指針で示す目標達成年度をできる限り早期に達成するよう努めるとともに、毎年度実績をとりまとめて公表を行う等フォローアップを行う。

なお、本指針は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

字幕放送（※1）

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	6時から25時までのうち連続した18時間	字幕付与可能な全ての放送番組	・対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）	・教育放送およびBS1については、できる限り目標に近づくよう字幕付与 ・BSプレミアムについては、対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）
地上系民放（県域局以外）	大規模災害等が発生した場合は、この時間帯に関わらず、できるだけ速やかに対応	「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組 ①技術的に字幕を付与することができない放送番組（例：現在のところ複数人が同時に会話を行う生放送番組） ②外国語の番組 ③大部分が器楽演奏の音楽番組 ④権利処理上の理由等により字幕を付与することができない放送番組	・対象の放送番組の全てに字幕付与（※2）	
（県域局）			・2027年度までに対象の放送番組の80%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・独立U局については、できる限り多くの番組に字幕付与
放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			・2027年度までに対象の放送番組の50%以上に字幕付与。できる限り、対象の全てに字幕付与	・2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、2027年度までに、できる限り対象の全てに字幕付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			・当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

※1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

※2 7時から24時以外の1時間については、2022年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与

解説放送（※3）

	普及目標の対象		目標	備考
	放送時間	放送番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組を除く全ての放送番組	・2027年度までに対象の放送番組の15%以上（※4）に解説付与	・教育放送については、2027年度までに対象の放送番組の20%以上（※5）に解説付与 ・放送衛星による放送については、できる限り目標に近づくよう解説付与
地上系民放（県域局以外）	大規模災害等が発生した場合は、この時間帯に関わらず、できるだけ速やかに対応	「権利処理上の理由等により解説を付与することができない放送番組」とは次に掲げる放送番組 ①権利処理上の理由により解説を付与することができない放送番組 ②2か国語放送や副音声など2以上の音声を使用している放送番組 ③5.1chサラウンド放送番組 ④主音声に付与する隙間のない放送番組	・2027年度までに対象の放送番組の15%以上（※4）に解説付与	
（県域局）			・2027年度までに対象の放送番組の10%以上に解説付与に努める	・独立U局については、できる限り多くの番組に解説付与
放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			・2027年度までに対象の放送番組の5%以上に解説付与に努める	・2000年度に放送を開始した総合放送を行う事業者以外の放送事業者については、できる限り目標に近づくよう解説付与
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送			・当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

※3 大規模災害時等にチャイム音とともに緊急・臨時に文字スーパーを送出する場合、できる限り読み上げる等により音声で伝えるよう努めるものとする

※4 2022年度までに対象の放送番組の13.5%以上に解説付与

※5 2022年度までに対象の放送番組の19%以上に解説付与

手話放送

NHK（放送衛星による放送を除く）および地上系民放（県域局を除く）については、2027年度までに平均15分／週以上に手話付与

視聴覚障害者等向け放送の充実に向けては、関係者間で密にコミュニケーションを図り、共通の理解を深めていくことが重要と考えています。現在開催している研究会を含め、引き続き、障害者団体や放送事業者等のご意見を踏まえて、視聴覚障害者等向け放送の普及に向けた取組を推進してまいります。

**おわりに**

放送事業者の着実な取組により、字幕放送・解説放送・手話放送はいずれも年々増加しています。2021（令和3）年度における字幕放送の実績については、NHK総合と民放広域局では約100%、系列県域局では平均87.4%となっており、行政指針におけるそれぞれの目標値（前者は行政指針の対象番組のすべて、後者は80%以上）を達成しています（表1、図3）。また、解説放送についても、NHKと民放広域局では目標値である「対象番組の15%以上」を達成し（表2、図4）、手話放送についても、NHKと民放広域局の多くは目標値である「平均15分／週以上」を達成しています（表3）。

**字幕放送等の実績**

放送事業者の着実な取組により、字幕放送・解説放送・手話放送はいずれも年々増加しています。2021（令和3）年度における字幕放送の実績については、NHK総合と民放広域局では約100%、系列県域局では平均87.4%となっており、行政指針におけるそれぞれの目標値（前者は行政指針の対象番組のすべて、後者は80%以上）を達成しています（表1、図3）。

そのため、新たに「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」を開催し、見直しに向けた議論を行います。この研究会では、直近の字幕放送等の実績や技術動向などを踏まえ、学識有識者や障害者団体、放送事業者等の関係者のご意見を丁寧に向いながら、今後の字幕放送等の普及促進について検討を進めます。研究会の取りまとめを受けて、この行政指針の改正案について意見募集を行い、その結果を踏まえて改正を行う予定です。

行政指針の策定に加え、総務省では、字幕番組等の制作費や生放送番組への字幕付与設備の整備費に対して助成することで、放送事業者等の取組を支援しています。特に生放送番組への字幕付与については、必要な設備の整備が進んでおらず、生放送の報道特別番組やローカルニュース番組への字幕付与が難しい状況であるため、引き続き支援してまいります。

また、手話放送の課題として、手話通訳人材が全国的に不足していることが挙げられます。このため、総務省ではテレビ放送に対応できる専門性の高い手話通訳人材の育成に取り組みしており、2018（平成30）年度から、熟練の手話通訳者による講義や実技・講評を行う研修会を年2回開催しています。

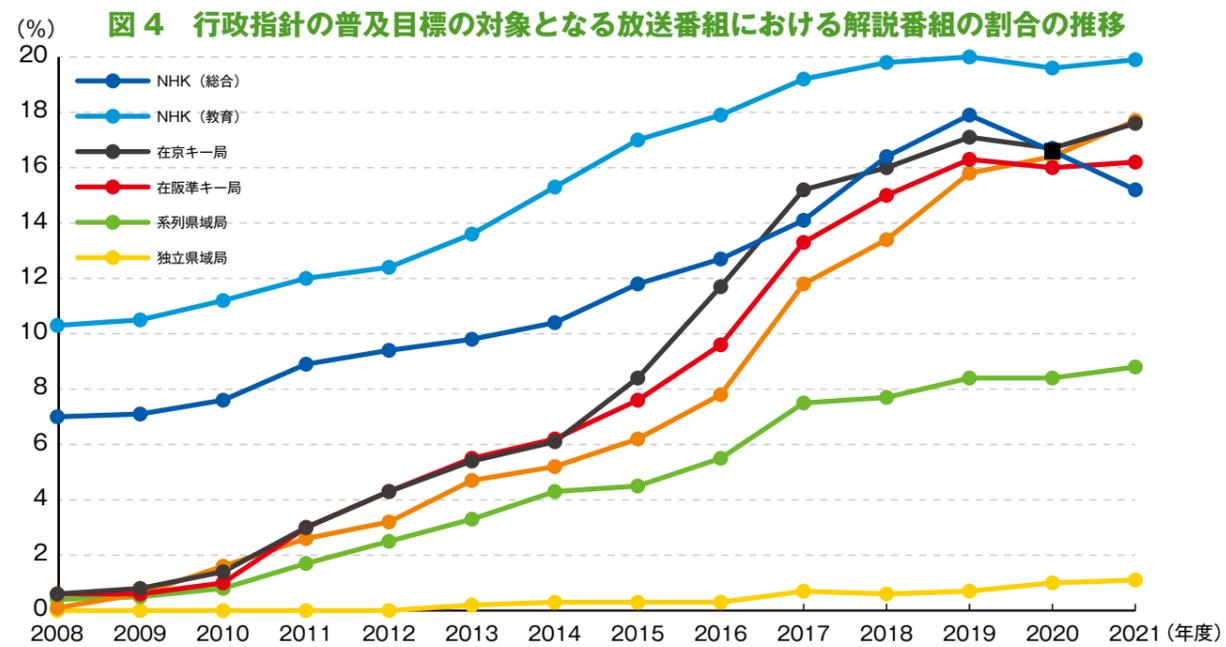
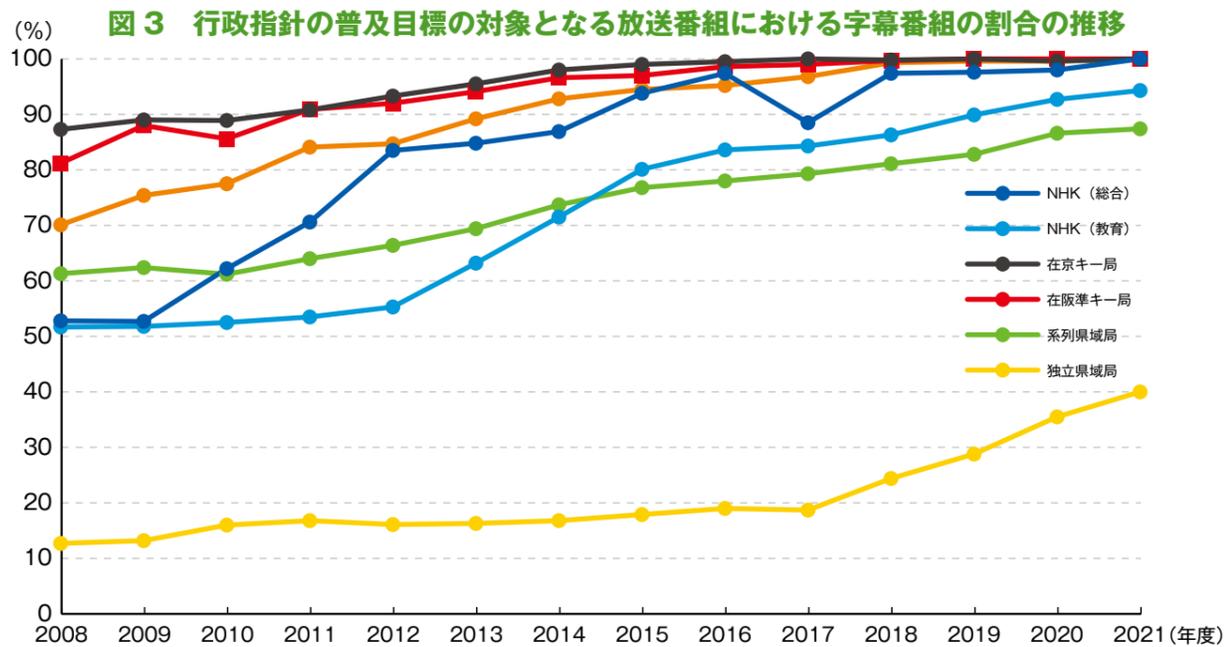


表1 行政指針の普及目標の対象となる放送番組における字幕番組の割合（令和元年度～令和3年度）

放送事業者の種別	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	行政指針における目標値
NHK (総合)	97.6%	98.0%	100%	100%
NHK (教育)	89.9%	92.7%	94.3%	できる限り100%に近づく
在京キ-5局	100%	100%	100%	100%
在阪準キ-4局	100%	100%	100%	100%
在名広域4局	99.6%	99.6%	99.9%	100%
系列県域局 101局	82.8%	86.6%	87.4%	・2027 (令和9) 年度に80%以上 ・できる限り100%
独立県域局 13局	28.8%	35.5%	40.0%	できる限り多く

表2 行政指針の普及目標の対象となる放送番組における解説番組の割合（令和元年度～令和3年度）

放送事業者の種別	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	行政指針における目標値
NHK (総合)	17.9%	16.6%	15.2%	・2022 (令和4) 年度に13.5%以上 ・2027 (令和9) 年度に15%以上
NHK (教育)	20.0%	19.6%	19.9%	・2022 (令和4) 年度に19%以上 ・2027 (令和9) 年度に20%以上
在京キ-5局	17.1%	16.7%	17.6%	・2022 (令和4) 年度に13.5%以上 ・2027 (令和9) 年度に15%以上
在阪準キ-4局	16.3%	16.0%	16.2%	・2022 (令和4) 年度に13.5%以上 ・2027 (令和9) 年度に15%以上
在名広域4局	15.8%	16.4%	17.7%	・2022 (令和4) 年度に13.5%以上 ・2027 (令和9) 年度に15%以上
系列県域局 101局	8.4%	8.4%	8.8%	2027 (令和9) 年度に10%以上に努める
独立県域局 13局	0.7%	1.0%	1.1%	できる限り多く

表3 1週間当たりの手話放送時間（令和元年度～令和3年度）

放送事業者の種別	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	行政指針における目標値
NHK (総合)	54分	43分	76分	2027 (令和9) 年度に15分以上
NHK (教育)	248分	266分	248分	2027 (令和9) 年度に15分以上
在京キ-5局	19分	20分	18分	2027 (令和9) 年度に15分以上
在阪準キ-4局	6分	12分	13分	2027 (令和9) 年度に15分以上
在名広域4局	18分	23分	24分	2027 (令和9) 年度に15分以上
系列県域局 101局	17分	20分	21分	-
独立県域局 13局	91分	82分	86分	-



市の中心部を南北に流れる加古川。河口の東岸に中心市街地が広がる。市民の憩いの場である広々とした河川敷には広場やマラソンコースが。

# 兵庫県



**Kakogawashi**

兵庫県南部に位置する。施行時特別市に指定される東播磨地方の中核都市。北部には農村が広がり、南部の海岸沿いには製鉄所が。

人口 (推計)	26万537人 (令和4年8月1日現在)
面積	138.48km <sup>2</sup>
URL	https://www.city.kakogawa.lg.jp



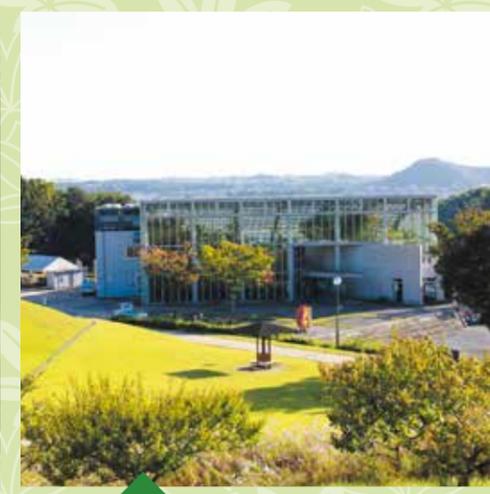

## 橋

JR 加古川線の厄神駅から市場駅までの加古川に架かる国産の鉄橋。大正2年、播州鉄道開通時に架けられた。



## 食

名物のかつめし。ライスにのせた牛かつにデミグラスソースをかけ、茹でキャベツを添え、箸で食べるのが定番。提供店は100店舗を超える。



## 遊

見土呂フルーツパーク (写真)。日岡山公園、権現総合公園などととも、さらに魅力的なアウトドアスポットとしてリニューアル予定。



## 歴

市内には歴史ある神社仏閣が多数存在する。市中心部にある刀田山鶴林寺 (写真) は聖徳太子ゆかりの名刹。本堂と太子堂は国宝に指定される。

# 市民とともに進めるスマートシティ構想と「かわまちづくり」

**播** 磨平野東部にある加古川市の中央部には、兵庫県で最大の一級河川である加古川が流れ、南に面する播磨灘に注いでいます。

古代の地名は賀古郡で、鹿兎、可古とも表記されました。水夫に由来するとの説があるように加古川は古くから水運が発達しており、年貢米などを運ぶ高瀬舟の往来で賑わった舟運の歴史を持ちます。

古代から山陽道も通り、江戸時代は西国街道の主要な宿場町として本陣や陣屋が置かれました。

現在、J R 西日本の山陽本線 (神戸線) と加古川線、山陽電鉄が通り、神戸や大阪、姫路などの大都市に短時間でアクセスできる利便性からベッドタウンとしても機能するようになっていきます。

加古川市では、ICTの活用により生活の質を高め、市民満足度の向上を図るため令和3年3月に「加古川市スマートシティ構想」を策定し、市のさまざまな課題について市民と解決する「市民中心の課題解決型スマートシティ」の取組を進めています。

また市ゆかりのプロ棋士が6人もいることから「棋士のまち加古川」を打ち出し、加古川駅近くに、かがわ将棋プラザを開設、将棋教室や大会などを開催するというユニークな取組みも。

川と共に発展してきた加古川市では、まちのシンボルである加古川の河川敷に賑わいを創出する「かわまちづくり」にも取り組んでいます。

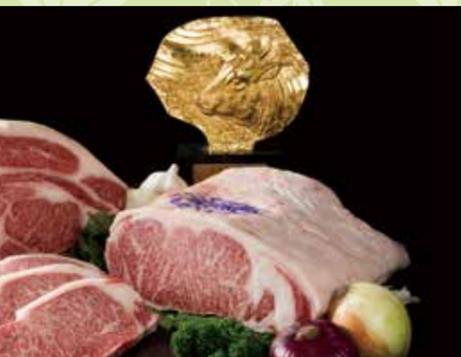
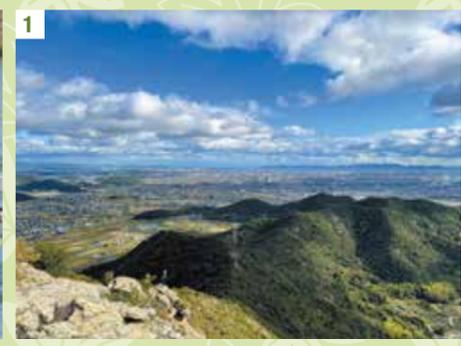


加古川市長 岡田康裕

「オープン&チャレンジ」夢と希望を描き、幸せを実感できるまち

本市は、毎年度、様々な分野に関する市民の満足度や重要度を調査し、その改善をはかることで、市民のみならず感じる幸福感のさらなる向上を目指しています。

また、地理的特性として、阪神間、姫路などに短時間でアクセスできる場所でありながら、身近なところで一級河川加古川や高御位山などの雄大な自然を満喫することができます。現在、「加古川ならではの」魅力づくりを目指し、「かわまちづくり」や、大型公園のリニューアルを進めつつ、産業誘致や駅周辺の賑わいづくりを通じた雇用の創出にも取り組んでいます。最近では、スマートシティの分野で国内外から注目していただけるようになっていきます。これからも引き続き、様々な社会課題の解決に果敢にチャレンジしていきます。



- 1 「播磨富士」と呼ばれる標高約300mの高御位山。頂上からの見晴らしは抜群。
- 2 市民レガッタや関西学生選手権が行われる漕艇センター。ボートのレンタルや体験教室も。
- 3 奈良県、東京都と並ぶ靴下三大産地の兵庫県。製造事業者の約7割は加古川市に。
- 4 但馬牛を市内の農家が大切に育てた、地元ブランド牛「加古川和牛」。
- 5 市内を歩いて巡る加古川ツアーデー。11月に開催。

地方のかがやき 兵庫県 加古川市

# 市民の安全・安心のためにICTを活用 スマートシティ構想

市民の安全・安心のための取組として加古川市は平成28年度から見守りカメラ事業を実施しています。1475台の見守りカメラを市内各所に設置していますが、これは自治体が所有・設置する台数として最大規模。成果として昨年度の刑法犯認知件数は設置前から半減し、犯罪の早期解決にも役立っています。

また官民協働事業として見守りカメラにビーコンタグ（BLEタグ）検知器を内蔵し、タグを持つ人の位置情報履歴を保護



通学路や学校周辺、公園周辺や主要道路の交差点などを中心に見守りカメラを設置している。



通過履歴がスマートフォンの専用アプリで確認できる見守りサービスは複数社のビーコンタグに対応。



加古川市 市民参加型合意形成プラットフォーム Decidim (デシディム)  
<https://kakogawa.diycities.jp/>

※ Decidim：市民の意見を集め、議論を集約し、政策に結びつけていくための機能を有するスペイン・バルセロナ生まれのツール。世界の30を超える自治体で利用される。

者や家族に知らせることで見守りをサポートする事業も行っており、小学1年生と認知症により行方不明の恐れのある高齢者は市の補助で初期登録料と月額利用料が無料になります。

加古川市は、「誰もが豊かさを楽しめるスマートシティ加古川」を基本理念として、令和2年度に加古川市スマートシティ構想を策定しました。市民などが意見やアイデアを寄せ、議論し、政策に結びつけるオンライン上のツールで

ある「市民参加型合意形成プラットフォーム（加古川市版 Decidim）」を日本の自治体として初めて導入し、「市民中心の課題解決型スマートシティ」を目指しています。

## 駅に近い河川敷を賑わいの場へ有効利用 かわまちづくり

JR加古川駅から徒歩圏内に一級河川加古川の広大な河川敷があります。この緑地に魅力的な空間を形成するとともに駅から河川敷に至る地域に回遊性のあるネットワークを形成するのが加古川市の「かわまちづくり」です。

加古川市では協働のまちづくり推進事業補助金として社会一

般の利益を目的とする事業の経費を補助しています。河川敷の活用に向けた社会実験としてこの制度を使って河川敷のイベントを募集。昨年度は9団体、今年度は21団体のイベントが企画されています。

並行して昨年度、加古川市は河川敷の活用方法に関してシンポジウムやワークショップを開催するとともに Decidim を利用し、市民の意見やアイデア

アを聴き、これを反映して「加古川市かわまちづくり計画」を策定しました。同計画は今年8月、国土交通省のかわまちづくり支援制度<sup>※</sup>に登録されました。今後、この計画に基づき、国と市などが役割分担し、親水護岸や広場等を整備し、河川空間の多様な利用を実施していくことになりま

※かわまちづくり支援制度「河川空間」と「まち空間」が融合した良好な空間を形成し地域の賑わい創出を目指す取組。



ハンドメイド雑貨の販売やパフォーマンスショーなどが行われるエコ啓発イベント「ロハスパーク加古川」。



3月のKAKOGAWA MUSIC FES. ホフディランなどが出演、1万人が来場した。次回は来年3月26日に予定。



昨年6月に開催したシンポジウム「川った未来を考えてみよう！ in 加古川」。参加者は河川敷を体感した。

地方のかがやき 兵庫県 加古川市

### 靴下のアンテナショップ

機能性に優れた靴下を取り扱っています。冷えやむくみなどのお悩みがあれば相談してください。



スタッフの廣居泉さん

いいお店  
見つけた！

兵庫県靴下工業組合直営のアンテナショップの靴下専門店「かこがわ工房 Kips (キップス)」。用途や機能で選べる靴下は全て兵庫県産。

### 日本初の純国産パスタ

日本の気候に合うデュラム小麦の栽培方法を確立しました



代表取締役の本岡壮一さん

日本で開発されたデュラム小麦の新品種セトデュールを生産。これを原料に製造された純国産の「加古川パスタ」を株式会社八幡営農が販売。

### 400年受け継がれた伝統製法

経験から得られた感覚を頼りに、ていねいに手造りしています



代表の高松清英さん

おいしいを  
届ける！

地元産材料にこだわり無添加で麺や味噌を手作りしている「高松清太夫老舗」。味噌は市内の学校給食にも提供。



Decidimの機能を用いて愛称を決定した「かこてらす」は東加古川公民館と東加古川子育てプラザの複合施設。

11月9日(水)から11月15日(火)まで  
**秋季全国火災予防運動を実施します!**  
 この機会に防火への意識を高めましょう

**毎年千人近くの方が  
住宅火災の犠牲に**

令和3年中の火災による総死者数は1400人で、このうち住宅火災による死者数は913人と、多くの犠牲者が発生しています(死者数は概数値)。

これらの火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人一人が生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、本年11月9日(水)から15日(火)まで(一部地域を除く)の7日間、秋季全国火災予防運動を実施します。今回の火災予防運動では、住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性、方法等の具体的な広報および経年劣化した機器の交換の推進や、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施をはじめとする「住宅防火対策の推進」な

**重点目標**

- 木造飲食店などが密集する地域に対する防火指導の推進
- 乾燥時および強風時の火災発生防止対策の推進
- 住宅防火対策の推進
- 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導などの徹底
- 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- 特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底
- 放火火災防止対策の推進

**住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について**

- 定期的な作動確認  
点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。
- 古くなったら交換  
火災警報以外の警報が鳴った場合

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器の本体または電池を交換しましょう。

本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器本体を交換しましょう。

※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的を実施してください。  
 ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

どを重点目標として実施要綱に定めています。  
 住宅用火災警報器については、火災予防運動期間中に点検を実施し、

故障・老朽化した機器を交換してください。  
 また、住宅用火災警報器の電池の寿命は10年といわれており、電子部

品の劣化などによる故障のおそれもあるため、設置後10年を目安に本体の交換をしましょう。

**死者が発生した  
住宅火災について**

住宅火災による死者数は、減少傾向にあります。65歳以上の高齢者が占める割合は上昇傾向にあり、ここ数年では約7割前後を推移しています。

出火原因では、たばこ、電気器具、ストーブの割合が多く、特に電気器具が原因の火災は増加傾向にあります。

時間帯別で死者の発生割合をみると、0時から6時までの時間帯で死者が多く発生しています。

死者の発生した経過をみると、逃げ遅れによる死者数の割合が8割以上を占めており、高齢になるにつれて着衣着火の割合も増加する傾向にあります。また、逃げ遅れについては、火災の発見が遅れたことによる逃げ遅れよりも、体力的条件や、逃げる機会を失ったこと、逃げ切れなかったことなどによる逃げ遅れが多く発生しています。

**住宅防火いのちを守る  
10のポイント**

消防庁では住宅火災による死者の

- 1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防火品を使用する。
- 4. 火災を小さいうちに消すた

- 4つの習慣
- 1. 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
- 4. コンセントはほこりを清掃し、必要なプラグは抜く。

- 6つの対策
- 1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する。
- 4. 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく。
- 5. 避難経路と避難方法を常に確保し、確認しておく。
- 6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

**住宅防火 10のポイント**

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろなどは安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器を設置し、使い方を確認しておく。
- 避難経路と避難方法を常に確保し、確認しておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

消防庁 FDMA  
 Fire and Disaster Management Agency  
<https://www.fdma.go.jp/>



お問い合わせ先  
 消防庁ホームページ  
**「住宅防火 いのちを守る 10のポイント~4つの習慣・6つの対策~」**  
[https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou\\_contents/materials/](https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/materials/)

# 第6回 緊急消防援助隊全国合同訓練 『図上訓練』

消防庁では、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力の向上を図ることを目的に、平成7



消防庁 広域応援室長挨拶

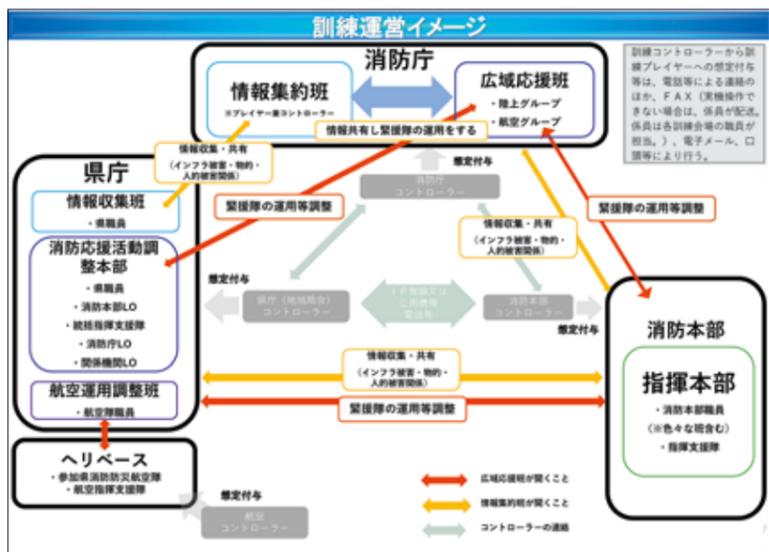
年の創設以来おおむね5年に1回、全国の緊急消防援助隊が一堂に会して行う全国合同訓練を実施しています。このたび、南海トラフ地震(※1)を想定したものと初めて「第6回緊急消防援助隊全国合同訓練『図上訓練』」を、令和4年7月27日(水)に消防庁、静岡県、和歌山県、高知県、宮崎県において実施しました。



第6回緊急消防援助隊全国合同訓練 想定：南海トラフ地震発生



消防庁 広域応援班



## 1 図上訓練とは

実際に部隊を出動させるのではなく、会議室等において、コントローラーとプレイヤーに分かれて、付与された想定を基に情報収集、情報分析および意

思決定を行い部隊を運用するという、災害の状況に対応するロールプレイング方式のシミュレーション訓練です。



静岡県 消防応援活動調整本部

和歌山県 消防応援活動調整本部



高知県 消防応援活動調整本部

宮崎県 消防応援活動調整本部

## 2 訓練参加機関

消防庁、静岡県内消防関係機関、和歌山県内消防関係機関、高知県内消防関係機関、宮崎県内消防関係機関、緊急消防援助隊協力部隊、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT、内閣府防災等



このような訓練想定に対し、消防庁では南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(※2)を適用し、先発地震で大きく被災した受援県に全国から部隊を派遣。それらの部隊が出動途上、あるいは受

で、約1400人規模という過去最大規模の図上訓練となりました

## 3 訓練想定

令和4年7月27日(水)9時00分頃、南海トラフ沿いの遠州灘を震源とするM8クラスの先発地震が発生し、中部・近畿地方を中心に建物倒壊、津波浸水、市街地火災、石油コンビナート火災、土砂災害など複合的な災害が広範囲で発生した。多くの災害が発生している中、さらに発災から29時間後の翌日14時00分頃、南海トラフ沿いの四国沖を震源とするM8クラスの後発地震が発生。中部・近畿地方で被害がある中、四国・九州地方の太平洋沿岸部にも複合的な災害が広範囲で発生しているというものである。

令和4年11月12日(土)、13日(日)には「第6回緊急消防援助隊全国合同訓練『実動訓練』」を静岡県で実施します。部隊数約700隊、参加人数約2700人規模と過去最大規模の実動訓練で、13日(日)は実際の訓練風景を見学していただけるほか、インターネットからご覧いただくこともできますので、ぜひご視聴ください。

## 4 第6回緊急消防援助隊全国合同訓練『実動訓練』告知

援県に到着し災害救助活動をしているさなか、後発地震が発生したため、その被害状況について速やかに情報収集し、先発地震による受援県とも調整しながら、後発地震発生後の状況に応じて部隊を適正に再配置するという訓練でした。参加4県、県内消防本部では自県内の被害に対応しながら、消防庁に示された緊急消防援助隊の部隊運用関係機関と連携した活動を展開しました。

## 【参考】

(※1) 南海トラフ地震…今後30年間でマグニチュード8から9クラスの地震が発生する確率が70%程度であると予測されている地震。

(※2) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン…南海トラフ地震が発生した際には全国各地からの応援が必要となるため、全国の緊急消防援助隊が迅速、的確に被災地において活動できるように、あらかじめ運用方針等を定めるものです。想定震源域の全体が破壊(全割れ)されるマグニチュード9クラスの地震だけでなく、一部の領域で割れ残り(半割れ)が生じることが想定されることから、最初の地震(先発地震)に加えて後発地震が発生した場合にも対応できるように、令和2年7月に同アクションプランの内容を一部改訂しました。

<https://www.fdma.go.jp/mission/prepare/rescue/post-12.html#kinshoutai01>

消防庁HP・第6回緊急消防援助隊全国合同訓練PR動画



「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の概要

- 南海トラフMAPの特徴と役割
- 具体計画に基づき南海トラフ適用基準の明確化
- 具体計画を踏まえ重点受援県、被害確認後応援都道府県、即時応援都道府県に分類
- 重点受援県以外から迅速に応援可能な全ての緊急消防援助隊の投入
- 被害状況に応じ迅速かつ柔軟に応援先を決定するための4パターンの応援編成計画
- 即時応援都道府県大隊に自動的に出動指示を行うなど、初動時の迅速性を確保
- 応援先が決まるまでの迅速かつ柔軟に出動のための進出目標として「広域進出拠点」
- 重点受援県の後発地震対応への備え
- 後発地震発生時の応援部隊の応援先の変更や部隊移動

# 電波の安全性に関する説明会のご案内

総務省では、携帯電話や無線LANなどの電波が人体や医療機器等に与える影響等について正しい理解を深めていただくため、一般の方を対象に「電波の安全性に関する説明会」、医療関係者等を対象に「医療機関において安心・安全に電波を利用するための説明会」をそれぞれ開催しています。

に関する説明会」を開催しています(表1)。なお、会場への来場とオンラインどちらでも参加可能です。

医療関係者向け  
医療関係者等を対象に、専門家が



医用電気機器のイメージ

■一般向け  
スマートフォン等の携帯電話や無線LANなどの普及により、電波は私たちの生活に身近でなくてはならない存在となっている一方で、電波利用の拡大と多様化に伴い、人体や健康への影響を心配する声も聞かれるところ。通信機器が発する電波の安全性について正しい理解を深めるため、電波による人体や健康への影響に関する分野の専門家がわかりやすく解説する「電波の安全性



安全性説明会の様子

各総合通信局お問い合わせ先

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/other/commtab1/>



表1: 一般向け説明会 今後のスケジュール

開催日程	開催場所
2022年11月11日	秋田県秋田市 秋田拠点センターアルヴェ
2022年11月25日	滋賀県大津市 びわ湖大津プリンスホテル
2022年12月6日	静岡県浜松市 サーラシティ浜松

※上記以降の予定については、下記の一般向け説明会ページに掲載します。

一般向け説明会ページ

<https://omc.co.jp/denpa2022/>

一般向け説明会



表2: 医療関係者向け説明会 今後のスケジュール

開催日程	開催地等
2022年11月予定	オンライン開催
2022年11月予定	オンデマンド配信
2022年12月予定	熊本県八代市
2023年1月予定	オンデマンド配信

※上記以降の予定については、下記の医療関係者向け説明会ページに掲載します。

医療関係者向け説明会ページ

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/medical/lecture/>

医療関係者向け説明会



病院内における電波を利用した医療機器の適正な利用、電波の医療機器への影響事例や課題をわかりやすく紹介します。会場での参加のほか、オンライン参加、オンデマンド形式がありますので都合に合わせてご

参加ください(表2)。また、地域ニーズに対応するため、医療関係機関に専門家を派遣し、出前講演や助言を行うハンズオン支援も行っていきます。詳細は各総合通信局等にお問い合わせください。

# テレワーク・ワンストップ・サポート事業

テレワークの導入に関して総合的に支援する窓口の設置

総務省では、テレワークの知見・ノウハウ等を有する専門家(テレワークマネージャー)が、テレワークの導入等を検討する企業・団体等に対し、無料で助言や情報提供等を行う相談事業を実施してきました。令和4年度からは「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として厚生労働省と連携し、テレワークに関する「ICT(情報通信技術)」と「労務管理」の双方について、ワンストップで相談できる窓口をテレワーク相談センターに設置し、テレワークを導入しようとする企業等に対し、総合的な支援を行うこととなりました。

■テレワーク・ワンストップ・サポート事業の概要  
テレワークの導入・実施時におけるICT(情報通信技術)や労務管理に関する課題について、電話や電子メールにて相談対応いたします。

ルティングを3回まで無料で実施いたします。



●令和3年度…主な相談対応事例  
規程類の見直し、環境面での整備を進めているが、テレワーク利用が進まないため、他社事例等も含めて課題解決方法を教えてほしい。  
↓テレワーク導入のメリットをはじめ、テレワーク導入目的を定めることとの必要性について説明。また、課題となっていた評価の問題、ICT環境の見直し、コミュニケーション

・コンサルティングの実施  
専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサ

ルティングを3回まで無料で実施いたします。

お問い合わせ先  
テレワーク相談センター  
住所: 〒101-0051 東京都千代田区神保町1-103 東京パークタワー 2階  
電話: 0120-861009 ※相談対応時間: 平日(月~金) 9:00 ~ 17:00  
メール: [sodan@japan-telework.or.jp](mailto:sodan@japan-telework.or.jp) (祝日、年末年始を除く)

テレワーク相談センター 検索  
<https://www.tw-sodan.jp/>

テレワークに関する各種情報はここから!!  
テレワーク総合ポータルサイト  
テレワークについての様々な情報を簡単に得られます!ぜひ活用ください!!  
テレワーク総合ポータルサイト 検索  
<https://telework.mhlw.go.jp>

「テレワーク」をテーマにつながる  
企業・団体のネットワーク

「暮らし」と「しごと」をつなぐ  
**TELEWORK**  
テレワーク

在宅勤務、サテライトオフィスの利用など、テレワークは仕事や暮らしを、よりよくする手段です。テレワーク月間では、国民一人ひとりのライフステージに応じた生活スタイルの実現を目指しています。

11月はテレワーク月間  
皆さま、一緒に働き方の新しいスタイルを広めていきましょう。  
テレワーク月間 検索Q  
テレワーク月間の最善に賛同し、ご自身のテレワーク関連活動を登録いただける企業等を募集しています。

働く、を変える  
テレワーク月間  
2022  
teleworkgekkkan.go.jp

令和4年度 テレワーク月間ポスター



令和3年度テレワーク月間で開催したイベントの様子

(注1) テレワーク月間ホームページ

<https://teleworkgekkkan.go.jp/>



(注2) 和歌山県および長野県が全国の自治体に参加を呼びかけ、ワーケーションの普及促進を目的として令和元年11月に65自治体により設立。令和4年9月6日時点で208自治体(1道23県184市町村)が参加。

を開催し、それぞれの地域における取組や先進企業を紹介するような取組を行って参ります。  
また、ワーケーション自治体協議会(注2)とも連携して「ワーケー

ション・コレクティブイベント2022」を開催し、テレワークを活用した新しい働き方であるワーケーションを体験できるイベントも実施します。

<参考> 令和3年度  
テレワーク先駆者百選総務大臣賞受賞企業

企業名	取組概要
日本航空株式会社	全社的にテレワークを推進する大企業。併せて、IT改革、業務棚卸し、業務プロセス改革を実施。
ネットリンクス株式会社	全従業員がテレワーク可能。テレワークは子育てのための特別な働き方というイメージを払拭し、全従業員を対象とする公平な制度化。
株式会社三技協	建設業(ブロードバンドインフラ事業等)において、全ての役員・従業員がテレワーク可能。テレワークにより、地方都市居住の人を採用。
株式会社エグゼクティブ	全社全部門で100%テレワーク。在宅勤務日ではなく出勤日を自由選択。オフィスは、仕事場ではなく、コミュニケーション+遊び場。
株式会社ニット	フルリモートで運営するオンラインアウトソーシングサービス。副業・複業可。社員のほか、日本全国、世界33か国の400名のメンバーに発注。
愛和税理士法人	中小企業、士業でのテレワークモデルとなることを期待。セキュリティに関し、人為的要因に言及し、リスク低減の取組を明文化。

テレワーク月間最終日である11月30日には、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省主催で「働く、が変わる」テレワークイベントを開催し、テレワーク先駆者総務大臣賞および輝くテレワーク賞厚生労働大臣賞の合同表彰式を実施予定です。総務省では、平成27年度から、テレワークの導入・活用を進めている企業・団体を「テレワーク先駆者」とし、その中から十分な実績を持つ団体等を「テレワーク先駆者百選」として公表しています。また、平成28年度には「テレワーク先駆者百選 総務

大臣賞」を創設し、「テレワーク先駆者百選」の中から特に優れた取組を行っている企業・団体を表彰しています。表彰式は、会場(御茶ノ水ソラシテイ、東京都)での観覧の他、オンラインでのリアル配信も実施します。  
※今年度の表彰団体の募集は、すでに終了しています。  
是非、各種イベントにご参加いただき、テレワークの良さに触れていただければ幸いです。テレワーク月間実施団体の登録も、併せてよろしくお願いいたします。

総務省は、内閣官房、内閣府、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、日本テレワーク協会、日本テレワーク学会と連携して、11月をテレワーク月間とし、テレワークの更なる普及に向けて、集中的に各種イベント等を開催します。テレワーク月間期間中は駅構内やイベント会場等にポスターを掲出するほか、ホームページ(注1)において実施団体登録を受け付けるなど、今まで以上にみなさんにも参加してもらえ、テレワーク月間を目指していきます。  
総務省の取組としては、メタバースを活用したテレワークや、完全テレワークに切り替えている企業の情報発信など、コロナ禍を経て拡大したテレワークの、今後の新しい形を紹介するようイベントを開催する予定です。また、全国各地の総合通信局、総合通信事務所でもイベント

# スマートフォン活用法が無料で学べる！ デジタル活用支援の講習会を全国で実施しています

## 「デジタル活用支援推進事業」とは？」

総務省では、民間企業や地方公共団体などと連携し、あらゆる世代の方々のデジタル活用を支援するため、身近な場所でオンラインによる行政手続きや、スマートフォンの操作方法・サービスの利用方法について学べる**無料のデジタル活用支援講習会**を、令和3年6月から全国で実施しています。

講習会では総務省指定の研修を受けた講師が丁寧に説明します。また、講習会とはなっても、何度でも受講できます。

デジタルを活用することで、より便利で豊かな生活を送ることができ、ます。デジタル活用不安のある方、ご本人だけでなく、ご家族や友人のなかで「デジタル活用をはじめたい」とお考えの方がおられました。

ら、周囲の皆さまも受講のご予約をお手伝いいただくなど、積極的な応援やあと押しをお願いいたします。

なお、講習会等の実施については、講習会等を開催する地域で定める新型コロナウイルス感染症等への感染対策のガイドライン等をよく確認して内容に従うこととし、感染拡大防止対策を行っております。

また、オンライン形式での講習会等の実施も可能としております。

## 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」

令和3年1月に公表された内閣府の世論調査では、60歳代の方の25.7%、70歳以上の方の57.8%がスマートフォン等を利用できていないと回答しており、年齢が上がるにつれてスマートフォン等のデジタル機器を活用できていないことがわかります。

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差のことは、「デジタル格差」や「デジタル・デバイド」と呼ばれています。国ではデジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指すため、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というテーマを掲げています。そんな中、総務省では高齢者等のデジタルに不慣れな方々がデジタル活用の恩恵を受け、生き生きとより豊かな生活を送ることができるようになるため、デジタル活用支援推進事業を行っております。

講習会では、基本的なスマートフォン活用法から、応用的なオンライン行政手続きの利用方法まで、

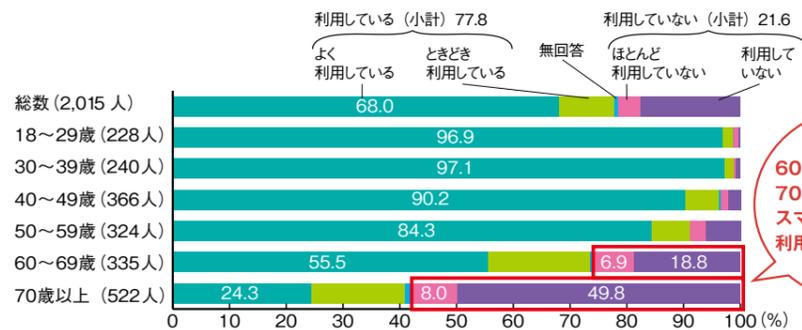
## 講習会で何が学べるの？

講習会では、基本的なスマートフォン活用法から、応用的なオンライン行政手続きの利用方法まで、

## 高齢者におけるデジタルデバイドの現状

問：あなたはスマートフォンやタブレットを使用していますか？

※出典：内閣府広報室「情報通信機器の活用に関する世論調査」（2021年1月22日公表）  
・期間：2020年10月1日～11月15日  
・対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人（有効回収数：2,015人）  
・目的：情報通信機器の活用に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。



60歳代の25.7%、70歳以上の57.8%がスマートフォン等を利用できていない

様々な講座を実施しています。講座の内容は、講習会を実施する団体によって異なります。全国の携帯電話のショップ等を中心とした「全国展開型」の団体では、スマートフォン活用の活用についても一歩踏み込んだ「応用講座」を取り扱います。一方で、地方公共団体と連携した企業等を中心とした「地域連携型」の団体では「応用講座」に加え、電源の入力方やインターネットの使い方など、基本的な操作方法を含めた「基本講座」も取り扱います。詳しくは、下記の図をご覧ください。



講習会の様子

また、デジタル活用支援のポータルサイトに、各講座の内容を解説する動画を掲載しています。この動画を見ることで、ご自宅でも講習会の内容を復習することができます。

## 講習会に参加するには？

デジタル活用支援の講習会は、無料で、どなたでも受講することができます。参加を希望される方は、以下の手順で、講習会にお申し込みください。

- まず、お近くで開催している講習会を確認します。下記お問い合わせ先にお電話いただくか、専用のポータルサイトから、お近くで開催している講習会の申込窓口をご確認ください。ポータルサイトでは、地域ごとに、開催している講習会情報や申込窓口の連絡先を検索することができます。
- 次に、講習会の申込窓口へ直接、「デジタル活用支援」の講習会に参加したいとお申し込みください。
- 当日、無料でご参加ください。講習会によっては、必要な持ち物をご案内されるものもありますので、お申し込み時等にご確認ください。

デジタル活用支援推進事業における講習会では、下記ロゴマークが掲載されたポスター等を設置して実施しております。

## 講座の種類

	応用講座	基本講座
実施講座	① マイナンバーカードの申請方法	① 電源の入れ方、ボタンの操作方法
	② マイナポータル活用法	② 電話のかけ方、カメラの使い方
	③ マイナポイントの申込方法	③ アプリのインストール方法
	④ e-Taxの利用方法	④ インターネットの利用方法
	⑤ オンライン診療の利用方法	⑤ メール利用方法
	⑥ 地方公共団体が提供するオンラインサービスの利用方法または地域におけるオンライン行政手続の実施方法	⑥ 地図アプリの利用方法
	⑦ 新型コロナワクチン接種証明書アプリを用いた接種証明書の発行方法	⑦ SNSの利用方法
	⑧ 健康保険証利用の登録・公金受取口の登録	⑧ スマートフォンを安全に使うためのポイント
実施場所	携帯ショップ等、地域の公民館等	地域の公民館等
実施団体	全国展開型事業者（携帯キャリア） 地域連携型事業者（地域のICT企業や団体等）	地域連携型事業者（地域のICT企業や団体等）

## その他注意点

- 講習会の実施場所によって、参加には事前申し込みが必要な場合があります。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者の定員を設けている場合があります。
- 取り扱う講座は、講習会の実施場所または講習会の実施団体ごとに異なります。受講をお考えの場合は、事前にお電話にての予約・確認をお願いいたします。



デジタル活用支援推進事業ロゴマークとポスター

## お問い合わせ先

【デジタル活用支援の講習会情報に関する連絡先】  
デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー  
合同会社（執行団体）

TEL: 03-5974-0129

Email: info@ml.digi-katsu.go.jp

こちらからデジタル活用支援講習会の検索ができます。

【デジタル活用支援 ポータルサイト】

https://www.digi-katsu.go.jp/



# お受け取りになつていない簡易生命保険の 保険金はありませんか？

民営化前の簡易生命保険について、保険金等をお受け取りいただいていないお客さまに「保険金等支払案内書」の送付に加え、郵便局等による手続案内、かんぽ生命による電話連絡等により、できるだけ早くお受け取りいただくようご案内しておりますが、**まだお受け取りいただいていない保険金等があります。**

ぜひ、この機会に保険証書をご確認の上、ご請求手続きをお願いいたします。

また、お引越し等に伴う住所変更のお手続きがされていないと、**重要なお知らせをお届けできないことがあります。**



いま一度、**保険証書**をご確認ください



お問い合わせ先は、最寄りの郵便局、かんぽ生命の支店、またはかんぽコールセンターまで

- かんぽコールセンター Tel. 0120-552-950 (通話料無料)
- ご高齢のお客さま専用コールセンター Tel. 0120-744-552 (通話料無料)

受付時間 (平日 /9:00 ~ 21:00、土・日・休日 /9:00 ~ 17:00 ※1月1日~3日を除きます)

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、変更となる場合がございます。  
※「保険証書」や「ご契約内容のお知らせ」により、契約内容・保障内容等をご確認ください。  
※個人情報保護のため、契約者などご本人さまからのお電話をお願いいたします。

●独立行政法人 郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構  
[https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent\\_kampo.html](https://www.yuchokampo.go.jp/topics/attent_kampo.html)

※民営化前の簡易生命保険契約に基づく保険金等の支払については、民営化後も政府保証が継続しています。



出張申請で使用する専用車、マイナちゃん号



コミュニティバス内のCM放映の様子

マイナンバーカード  
普及促進の  
取組事例を紹介!

## 3人集まれば マイナンバーカード申請もらくらく! 専用車で市内どこへでも伺います!

### 愛知県半田市

愛知県半田市では、ご家族やご近所さんなど、マイナンバーカードを新たに申請する方が3人以上集まれば、予約申請日に市職員が市内のどこへでも伺い無料で写真撮影、申請受付を行っています。そして、発行されたマイナンバーカードは、申請者のご自宅に簡易書留郵便でお届け。

さらに！出張申請でカードを申請した方には、QUOカード/QUOカードPayをプレゼントしています。

また、8月からは専用車(マイナちゃん号)での出張申請も始まり、更なるカードの普及促進に努めています。

少しでも多くの市民の皆さまに興味を持っていただけるように、市内を走るコミュニティバスでもマイナンバーカードのCMを放映しています。乗られた際はぜひバス内のTVモニターにも注目してくださいね!

editorial note

### 編集後記

11月号をお読みいただきありがとうございます。今回は、「地方のかがやき」でご紹介したのは加古川市です。その名のとおり、市の中心部を流れる加古川と共に発展してきた街です。

古くは水運で賑わっていたことですが、現在は、河川敷を活用した「かわまちづくり」による河川敷でのイベント開催で盛り上がっています。今後、河川敷ではドッグランやバーベキュー施設、遊具等の整備が予定されており、更なる盛り上がり期待されます。

この「かわまちづくり」でも活用されたのがDecidimというツールです。加古川市ではこのDecidimを積極的に活用しており、これまでのように市が市民の意見を聴くだけでなく、市民間の議論を促し、市の施策に反映していくという新たな市民参加による街づくりの形が試みられています。

ちなみに、加古川市の地場産業の一つに靴下があります。地元の高校生を中心に記念日に靴下を贈り物として定着させる取り組みが進められています。

これから寒くなる時期ですが、贈り物の一つとして加古川市の靴下も選択肢に入ってください。

(広報室 K・O)

# テレワーク相談センターのご案内

労務管理・ICT活用の相談&コンサルをワンストップで対応!

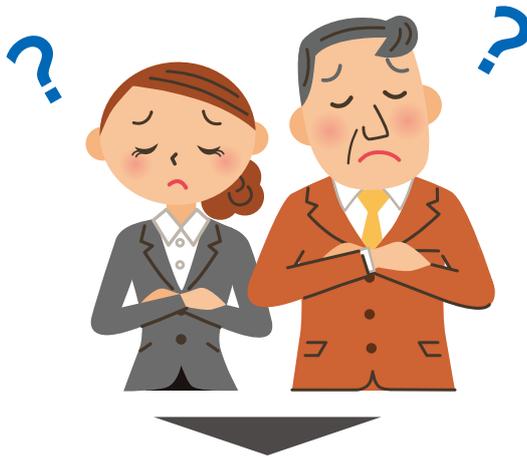
## テレワークの導入前後のお悩みはありませんか?

メリット・効果は?

どのようなプロセスで  
導入したらよいか?

人事評価、人材育成、  
費用の取扱いなど  
労務管理上の留意点は?

他社の導入事例を知りたい!



セキュリティの注意点は?

必要な機器やネットワークは?

労働時間管理や安全衛生の確保は  
どうしたらよいか?

対象業務や対象者を  
選定する際の留意点は?

まずはテレワーク相談センターにご相談ください

## テレワーク相談センター

「労務管理」から「ICT活用」まで、テレワークに関するご相談に  
企業のテレワーク導入に精通した相談員が対応します

相談  
無料

電話



フリーダイヤル  
0120-861009

メール



専用アドレス  
sodan@japan-telework.or.jp

面談



相談センター来訪  
(要事前予約)

コンサルティングをご希望の場合はテレワークマネージャーをご案内します

## 労務管理・ICTのコンサルティング

テレワーク導入を検討中の企業にテレワークマネージャーがサポート  
無料で3回のコンサルティングが受けられます

3回まで  
無料

1回目 | 現状把握

2回目 | 導入準備

3回目 | 導入後フォロー